



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

税制改正平成23年6月30日現在の先送り事項

税制改正がなかなか決定せず、震災復興や国民生活よりも政権争いが中心となっているような気がします。平成23年6月30日現在の平成23年度税制改正(案)のうち、決定が先送りされた事項の一部をご報告します。ギリギリの時点で二転三転する状況は避けてもらいたいところです。

1. 法人税率の引き下げは先送り

残念ながら、法人税率が3%ほど減税される改正(案)は先送りされてしまいました。

ただし、中小法人の800万以下の所得に対する税率を22%から18%に軽減する措置は、平成24年3月31日までに決算が到来する中小法人に継続されます。

区分	所得金額	現在	改正(案)
中小法人の 法人税率	800万以下	22%(18%)	19%(15%)
	800万超	30%	25.5%

2. 相続税の控除縮小等の見直しも先送り

(1) 相続税は基礎控除部分が最低2000万減額される増税改正(案)でしたが、先送りされました。ただし、今後の改正を注視する必要があるようです。

区分	控除区分	現在	改正(案)
基礎控除 (遺産から差引く額)	定額控除	5000万	3000万
	法定相続人1人	1000万	600万

(2) 相続で受け取った生命保険金の非課税限度を縮小させる増税改正(案)も先送りされました。

区分	現在	改正(案)
死亡保険金の 非課税にできる額	法定相続人数×500万	生計が一緒の法定相続人のみ 法定相続人数×500万

(3) その他に相続税率が一部5%増税になる改正(案)も先送りされています。

3. 所得税の成年扶養控除と給与所得控除の見直しも先送り

所得税も増税改正(案)でしたが、先送りとなっています。

(1) 成年扶養控除

ある程度の給与をもらっている人に扶養されている方は扶養から除外するという改正(案)も先送りされました。働く世代の方に年齢が限定されているのは、就職を促すためだと説明されていました。

あなたの給与	扶養の方の年齢	現在	改正(案)
568万以下	23才~65才未満	38万	38万
568万超	23才~65才未満	38万	0円

(2) 給与所得控除

下記の2点は給与所得者の必要経費相当額を減額するという増税改正(案)でしたが先送りされました。

給与1500万超のサラリーマンの給与所得控除(必要経費相当)を245万を上限にする

役員給与2000万超の方の給与所得控除(必要経費相当)を段階的に減額し、最大で2分の1にする(役員給与の改正案の例)

その年の役員給与	現在	改正(案)
2400万	290万	197万
3000万	320万	185万
4000万超	370万	125万

4. 税制改正ではありませんが、子ども手当が24年3月まで延長され、その後は児童手当(所得制限:世帯年収960万以下)に戻る予定です。所得制限がある世帯は年少扶養親族が扶養から除外されている関係もありますので、月9000円程度で支給する案もでていますが、その詳細はまだ不明です。